

Contents

2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会

[2013 年 AIPPI ヘルシンキ](#)

(John Bochnovic, President of AIPPI)

ヘルシンキにおいて開催された AIPPI フォーラム&執行委員会は、グレースピリオドやプレーンパッケージ、UP/UPC といった現在の主要な課題についての真剣な検討・議論が行われ、重要な意思決定・決議に到達した会合として記憶されることでしょう。そして、開催国であるフィンランドの人々の格別な親しみやすさと、1000 名以上が参加した夕べのすばらしい交流行事も、フォーラム&執行委員会としてはおそらく最後となる今回の AIPPI 会合の思い出です。

[中米カリブ地域部会とウルグアイ部会の設置](#)

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)

ヘルシンキで開催された執行委員会において、中米およびカリブの地域部会 (Regional Group) と、ウルグアイの部会 (National Group) の設置が承認されました。これで、AIPPI 全体として Regional Group が 2、National Group が 66 となりました。

[Bureau および Statutory Committee の組織構成](#)

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)

AIPPI ヘルシンキ執行委員会後の、Bureau と常設の Statutory Committee の構成についてお伝えします。

[Membership Committee からのレポート](#)

(AIPPI General Secretariat)

Membership Committee が、2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会に提出した年次レポートです。

[Communications Committee からのレポート](#)

(AIPPI General Secretariat)

Communications Committee が、2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会に提出した年次レポートです。

ヘルシンキで採択された決議

(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)

ヘルシンキで開催された 2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会において、知的財産法のさまざまな議題に関する 5 件の決議が採択されました。それぞれの決議は、法制度のさらなるハーモナイゼーションにとって重要な指針となります。1 つめの議題 233 では特許のグレースピリオドの問題を扱い、2 つめの議題 234 では著名商標・周知商標・名声を得ている商標の認知度を判断する際の関連公衆について考察し、3 つめの議題 235 では著作権保護の期間について検討し、4 つめの議題 236 は、法的手続における差止命令や損害賠償以外の救済に関するものでした。さらに今回は、通常の議題に基づく決議の他に、プレーンパッケージに関する決議と、統一特許裁判所 (UPC) の手続規則案に関する見解も採択しました。採択された決議と手続規則案に関する見解の全文は、AIPPI の [ウェブサイト](#) でご覧になれます。また、各決議と手続規則案に関する見解の要約は、[こちら](#) からご覧になれます。この見解は UPC の準備委員会に提出し、プレーンパッケージに関する決議は欧州議会へも送付しました。これらの決議は今後、関連するあらゆる機関や当局で活用していただくため、Bureau や各国部会を通じて配布されます。

ワークショップ：プレゼンテーションの詳細

(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)

ヘルシンキで 2 日間にわたって行われたフォーラムでは、知的財産権の実施許諾と破産、アップル vs サムスン、ブランド戦略、デジタルゲーム、オンラインでの消尽、営業秘密、単一効特許と統一特許裁判所など、知的財産法の分野におけるホットなテーマが幅広く扱われ、実り多いものとなりました。また、過去の会合で盛況だった Pharma Day については、今回も 12 のうち 4 つのワークショップを、第二医薬用途の特許、TRIPS における柔軟性規定、データ保護 (Data Exclusivity)、医薬関連の商標の問題など、医薬業界で注目度の高い問題に割り当てました。フォーラムの各ワークショップの紹介、講演者およびすべてのプレゼンの詳細な内容を [こちら](#) からご覧になれます。

Special Committee のレポートとプレゼンテーション

(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)

ヘルシンキでのフォーラム&執行委員会の開催前に、Special Committee から Reporter General へ提出されたレポートが、執行委員会セッション I において参加者に配布されました。セッションでは、プレーンパッケージの決議、および統一特許裁判所の手続規則に関する見解について議論が行われたため、Special Committee による口頭での説明

は行われませんでした。Special Committee のすべてのレポートは[こちら](#)からご覧になれます。

2013年フォーラム&執行委員会の写真

(AIPPI General Secretariat)

ヘルシンキでのフォーラム&執行委員会で撮影された写真をご覧ください。

今後の行事

2013年10月 : WIPO ドメイン名紛争処理に関する上級ワークショップ : 前例および実務に関する最新情報—ジュネーブ、2013年10月29日・30日

(WIPO)

WIPO 仲裁調停センターが主催するワークショップです。今年を中心的なテーマは、「主な UDRP (ドメイン名紛争統一処理方針) の問題に対する WIPO 小委員会による見解の概要—第2版 (WIPO Overview 2.0)」で要約されている先例についてです。また、UDRP による裁定の先例やプロセスに関する動向にも特に注目するとともに、導入が計画されている新たな gTLD に関連した ICANN の権利保護メカニズム (RPM) の概要も紹介します。これには、WIPO が管理する法的権利に基づく申立て (LRO) 手続きに関する最新情報も含まれます。詳細は以下のリンク先をご覧ください。

www.wipo.int/amc/en/events/

2013年11月 : 第1回 AIPPI フランス部会・ドイツ部会合同セミナー—パリ (会場 : Aéro-Club de France)、2013年11月7日・8日

(French and German Groups of AIPPI)

AIPPI のフランス部会とドイツ部会が、由緒あるパリのフランス飛行クラブを会場として、史上初めて合同でセミナーを開催します ([続きを読む](#)、プログラムは[こちら](#)からダウンロードできます)。

2013年11月 : 国際会議「From IP to NP (知財を利益につなげるには)」—テルアビブ (会場 : Dan Panorama Convention Center)、2013年11月10日・11日

(Israeli Group of AIPPI)

この会議は、技術革新やビジネスの展開におけるさまざまな段階で、日々直面する業務や法律に関する重要な判断についての見識を深めることを目指しています。

この会議は、技術革新の従事者や企業の管理職、知的財産分野の弁護士の皆様を対象と

しています。ビジネス、法律実務、学術研究などの分野、そして政府当局からもトップレベルの専門家が出席する貴重な機会であり、特許、ブランド、商標、意匠、著作権などについて、理論と実践の両面から課題を扱う分科会セッションを並行して開催するため、関心のあるテーマを選んで参加することができます。

AIPPI 会員の皆様は特別料金で参加いただけます。

詳細および登録については、会議ウェブサイト (www.aippi.org.il) をご覧いただくか、メールで直接お問い合わせください (conference@aippi.org.il)。

[AIPPI 会員へのご案内](#)

[日程](#)

AIPPI 会合の開催予定

(AIPPI General Secretariat)

2014 年：トロント

国際総会 (2014 年 9 月 14 日～18 日)

2015 年：リオデジャネイロ

国際総会 (2015 年 10 月 8 日～13 日)

2016 年：ミラノ

国際総会 (2016 年 9 月 16 日～22 日)

2017 年：シドニー

国際総会

2018 年：カンクン

国際総会

2020 年：杭州

国際総会

記事・解説

オーストラリア：[知的財産における新たな思考](#)

(Tom Reid, Treasurer of the Australian National Group, Allens, Melbourne, Australia)

オーストラリア部会が主催した講演会において、WIPO のフランシス・ガリ事務局長が、現代の経済における知的財産の役割に関する自身の考えを概説するとともに、今後の知財政策において、最も重要な課題は何かについての見解を述べられました。

カナダ：[クロピドグレルに関する特許紛争が新たな段階へ](#)

(Andy Radhakant, Heenan Blaikie LLP, Toronto, Canada)

カナダ連邦控訴裁判所は、クロピドグレル（別名：プラビックス）に関する Sanofi 社の選択特許を有効と判断し、一審において、当該特許は人体での使用が期待できるとしつつ、これを予測する根拠を開示していないとした 2011 年の判決を覆しました。この下級審と異なる判断について説明します。

カナダ：[カナダ国外のウェブサイトを通じたカナダにおける商標の使用](#)

(Daniel M. Anthony, Smart & Biggar, Ottawa, Canada)

カナダ連邦裁判所は、カナダ国外のウェブサイトに表示されている商標で、カナダにおいてアクセスでき、カナダで提供されているサービスに関するものは、そのウェブサイト情報の出所や保存場所に関係なく、カナダにおける商標の使用や広告にあたりと判断しました。

チリ：[第 6 回チリ知的財産協会年次総会](#)

(Juan Pablo Silva, Silva & Cia., Las Condes, Chile)

8 月 12 日・13 日、チリ知的財産協会は、サンティアゴにおいて年次総会を開催しました。主要なテーマは、現在国会で審議されている新たな知財法や、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の交渉でしたが、その他にも、原産地名称 (DOP)、地理的表示保護 (PGI)、デジタル世界での権利行使、広告、意匠、商標を審査・評価するさまざまな方法などについても話し合われました。

中国：[商標法の重要な改正](#)

(Zhongqi Zhou, CCPIT Patent & Trademark Law Office, Beijing, China)

中国商標法の重要な改正が行われます。2013 年 8 月 30 日、中国商標法の改正案が正式に採択されました。今回の改正は、商標保護、審査手順、商標権行使に関するものです。

改正法は 2014 年 5 月 1 日に施行されます。

フランス：[演奏家が合法の音楽ダウンロード・サイトにおける報酬をめぐる訴訟で敗訴](#)
(Tougane Loumeau, French Group Reporter, Gide Loyrette Nouel AARPI, Paris, France)

2013 年 9 月 11 日、フランス最高裁は、インターネットが出現する以前のレコードとの関連で、演奏家が、オンラインのダウンロード・サイトによるデジタル音楽配信を止めさせる権利、およびそうした配信に対して支払いを受ける権利について否定する判決を下しました。音楽業界において、サイト運営者と、演奏家代理人との 7 年に及んだ闘いにおける判決です。

ドイツ：[製品の模倣と視覚的一致の要件](#)

(Karolina Schöler, HARTE-BAVENDAMM Rechtsanwälte, Hamburg, Germany)

ほぼ同一の審美的意匠の特徴を備えた製品を作ることは、視覚的に一致する代替品に対する需要が顧客の側にあり、別の製品デザインを競合他社に求めることが、販売に大きく影響する場合に正当化されます。

日本：[発明の単一性に関する審査基準の改訂](#)

(日本国特許庁 多田達也)

特許庁 (JPO) は、「発明の単一性の要件」および「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」について、審査基準を改訂しました。今回の改訂は 2013 年 7 月 1 日以降に実施される審査から適用されます。(誤記の訂正を致しました (11 月 08 日))

スイス：[裁判所が WIPO ドメイン名裁定の実施を阻止](#)

(Thomas Widmer, LALIVE, Geneva, Switzerland)

スイスと (.ch) およびリヒテンシュタイン (.li) のドメイン名に関する紛争処理手順の
手続規則では、訴訟が係争中の場合は、WIPO のドメイン名裁定を実施してはならない
と規定しています。

2013 年 4 月 10 日、チューリッヒ州 (スイス) の商業裁判所は、この規定に関する興味
深い判決を下しました (事件 No.HG110066-O)。

オランダ：[ソフトウェアに関する EPO の指針：「相互作用」テストとその他のよくある間違い](#)

(John Allen, NautaDutilh N.V., Amsterdam, the Netherlands)

EPO の技術審判部は、驚くほど明確な言い回しで、コンピュータ実施発明が、機能的

なビジネス方法型のクレームへ拡大するのを阻止しました。技術的な特徴と「非技術的」な特徴との「相互作用」に基づく特許性に関するさまざまな主張は、EPO には受け入れられないようです。

オランダ：[ハーグ控訴裁判所：SPC は 1 特許につき 1 件](#)

(John Allen, NautaDutilh N.V., Amsterdam, the Netherlands)

2013 年 8 月 27 日 ハーグ控訴裁判所 事件 No.200.115.757/01 (Teva vs Sanofi)

2013 年 8 月 27 日、ハーグ控訴裁判所は、Teva vs Sanofi 事件における仮差止手続に関して注目すべき判決を下しました。この手続は、Sanofi 社の (i) イルベサルタン (製品名：Aprovel)、および (ii) イルベサルタンとヒドロクロロチアジド (HCTZ) からなる併用治療薬 (製品名：Co-Aprovel) に対して交付された 2 件の SPC (医薬品の保護期間延長証明) に関するもので、いずれも同一の基本特許に基づいています。この基本特許は、イルベサルタンが属する化合物群に関するものであり、イルベサルタンと「利尿薬」に関するクレームも含まれています。

英国：[政府の知財に対する税制イニシアチブについての勉強会](#)

(Justin Watts, President UK Group, Freshfields Bruckhaus Deringer LLP, London, United Kingdom)

英国部会では、企業のイノベーションに対して大幅な減税のチャンスを与える政府の新たなイニシアチブ、すなわち Patent Box と、大企業の研究開発投資に対する税額控除 (Above the Line Credit) 制度についての勉強会を行っています。

米国：[明細書に単一の種が記載されている場合の属クレームの実施可能性に関する CAFC の判断](#)

(Anne L. St. Martin, Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt, Washington, United States)

連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は、Wyeth vs Abbott Laboratories 事件において、属を対象としたクレームは、その属に含まれる単一の種の合成や効能について記載したのみの明細書では、望ましい効果が維持される種に対する特定の代用品や変形例がない限り、実施可能とはならないと判示しました。

各国部会

チリ：[ABPI 会合のレポートーリオデジャネイロ、8 月 18 日～20 日](#)

(Sergio Ellmann, Assistant to the Secretary General)

ブラジル部会の創立 50 年を祝う行事が、8 月 16 日から 20 日までリオで開催されました。全体会合と分科会において、各委員会の活動やパネルディスカッションなどが行われ、講演者の方々には、温暖なバラ・ダ・チジュカのビーチや、会場となった壮麗なコパカバーナ・パレスホテルにも満足していただきました。

中国：[2013 年 AIPPI 三極会合－麗江、2013 年 7 月 20 日](#)

(Richard Yi Li, Secretary General of AIPPI China)

2013 年 7 月 20 日、第 11 回 AIPPI 三極会合が中国の麗江市で開催され、100 名を超える参加がありました。中国、日本、韓国の共催によるこの三極会合は、各部会が毎年持ち回りで担当しています。

英国：[AIPPI 英国部会の行事：統一特許裁判所と実務におけるその意義](#)

(Christina Flanagan, Freshfields Bruckhaus Deringer LLP, London, United Kingdom)

9 月 12 日に Freshfields Bruckhaus Deringer LLP で開催された英国部会主催のセミナーでは、会場を埋め尽くした参加者が、3 名の一流講師による、単一効特許と統一特許の実施に関する講演に聞き入りました。

フィードバック

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者の皆様から募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI (国際知的財産保護協会) が隔月で出版するニュースレターです。

Adobe Reader のダウンロード

このメールが正しく表示されない場合は、[ウェブサイト](#)からご覧ください。

配信を停止したい場合は、[Unsubscribe](#) から手続きを行ってください。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集 / Communications Committee :

Chair : Charters Macdonald-Brown

Members: Johnny Fiandero

Kristian Fredrikson

Klaus Haft

Bernardo Herrerias

Jehyun Kim

Emmanuel Larere

Bianca Manuela Gutierrez

Bill Mayo

Petri Rinkinen

Robert Sacoff

Ana de Sampaio

Matthew Swinn

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。